

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月16日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

**佐賀県人事委員会規則第27号**

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後										
(年次休暇以外の休暇の基準)	(年次休暇以外の休暇の基準)										
<p><b>第14条</b> 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準は、別表第3の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間又は日数とする。</p> <p>2 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇以外の無給休暇（次条及び第16条に規定する休暇を除く。）の基準は、別表第5の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間又は時間とする。</p> <p><b>別表第3</b>（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事由</th> <th style="text-align: center;">期間又は日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～11 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間又は日数	1～11 略		<p><b>第14条</b> 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準は、別表第3の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間、<u>日数又は時間</u>とする。</p> <p>2 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の年次休暇以外の無給休暇（次条及び第16条に規定する休暇を除く。）の基準は、別表第5の左欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <p><b>別表第3</b>（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事由</th> <th style="text-align: center;">期間、<u>日数又は時間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～11 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p><u>12 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p>(1) <u>1週間の勤務日が3</u></p> </td> <td> <p><u>一の年度において5日（頻繁な通院を必要とする治療として条例第22条第5号に規定するものを受ける場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間、 <u>日数又は時間</u>	1～11 略		<p><u>12 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p>(1) <u>1週間の勤務日が3</u></p>	<p><u>一の年度において5日（頻繁な通院を必要とする治療として条例第22条第5号に規定するものを受ける場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</u></p>
事由	期間又は日数										
1～11 略											
事由	期間、 <u>日数又は時間</u>										
1～11 略											
<p><u>12 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p>(1) <u>1週間の勤務日が3</u></p>	<p><u>一の年度において5日（頻繁な通院を必要とする治療として条例第22条第5号に規定するものを受ける場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</u></p>										

改正前		改正後	
		<p><u>日以上とされている第1号会計年度任用職員</u></p> <p>(2) <u>週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの</u></p> <p>(3) <u>第2号会計年度任用職員</u></p>	
		<p>13 <u>8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が請求した場合</u></p>	<p><u>医師又は助産師の証明書等に基づき、出産の日までの請求した期間</u></p>
		<p>14 <u>女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が出産した場合</u></p>	<p><u>医師又は助産師の証明書等に基づく出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</u></p>
		<p>15 <u>配偶者の出産により勤務することが困難である6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であつて12の(1)から(3)までのいずれかに該当するものが出産補助休暇を請求した場合</u></p>	<p><u>出産の日から14日以内において3日を超えない範囲内で必要と認められる期間</u></p>
		<p>16 <u>配偶者が出産する場合で</u></p>	<p><u>5日を超えない範囲内の期間</u></p>

改正前		改正後	
		<p>あつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であつて12の(1)から(3)までのいずれかに該当するものがこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	

別表第5（第14条関係）

事由	期間又は時間
1 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が請求した場合	医師又は助産師の証明書等に基づき、出産の日までの請求した期間
2 女子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度	医師又は助産師の証明書等に基づく出産の日の翌日から8週間

別表第5（第14条関係）

事由	期間

改正前		改正後	
任用職員が出産した場合	を経過する日までの期間		
<u>3</u> 略		<u>1</u> 略	
<u>4</u> 6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして <u>条例第22条第5号</u> に規定する子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 (1)～(3) 略	略	<u>2</u> 6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして <u>条例第22条第6号</u> に規定する子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 (1)～(3) 略	略
<u>5</u> 6月以上継続勤務している職員であって <u>4</u> の(1)から(3)のいずれかに該当するものが要介護者の介護その他の <u>条例第22条第6号</u> に規定する世話をを行う場合	略	<u>3</u> 6月以上継続勤務している職員であって <u>2</u> の(1)から(3)までのいずれかに該当するものが要介護者の介護その他の <u>条例第22条第7号</u> に規定する世話をを行う場合	略
<u>6</u> ～ <u>10</u> 略		<u>4</u> ～ <u>8</u> 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前に職員が請求し、又は願い出たこの規則による改正前の佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（次項において「改正前規則」という。）別表第5の第1号又は第2号に規定する休暇であつて、この規則の施行の際まだ任命権者の承認を受けていないものについては、それぞれこの規則による改正後の佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（次項において「改正後規則」という。）別表第3の第13号又は第14号に規定する休暇を請求し、又は願い出たものとみなす。
- 3 施行日前に任命権者の承認を受けた改正前規則別表第5の第1号又は第2号に規定する休暇（承認を受けた期間のうちに施行日以後の期間を含むものに限る。）については、施行日以後の期間は、それぞれ改正後規則別表第3の第13号又は第14号に規定する休暇とみなす。